

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成18年3月27日京都市条例第147号）（保健福祉局保健福祉部障害企画課及び同部障害保健福祉課）

障害者自立支援法（以下「法」といいます。）の施行に伴い、次のとおり必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

- 1 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービスとみなされるものを含む。）の事業を行う施設に関し、当該障害福祉サービスを受けた障害者又は障害児に係る使用料又は利用料金を定めます。
- 2 法の施行により身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の一部が改正され、指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等における食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用（以下「食費等」といいます。）が施設訓練等支援費から除外されることに伴い、従前のおり食費等を京都市醍醐和光寮等の使用料又は利用料金の一部とします。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第147号

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都市醍醐和光寮条例の一部改正)

第1条 京都市醍醐和光寮条例の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、
同号の次に次の1号を加える。

(3) 短期入所（障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）を行う事業

第2条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第3条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同項に次の1号を加える。

(6) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に係る障害児（同法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）及び知的障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。以下同じ。）

第3条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「第2号」を「第3号」に改め、「事業」の右に「(同号に掲げる事業にあっては、障害児に係るものに限る。)」を加え、同項第2号中「前条第3号及び第4号」を「前条第2号及び第3号」に改め、「事業」の右に「(同号に掲げる事業にあっては、知的障害者に係るものに限る。)」を加える。

第5条第1項中「第3条第1項第2号, 第3号, 第6号及び第7号」を「第3条第1項第1号, 第2号, 第4号及び第5号」に改め, 同条第2項第1号及び第2号を削り, 同項第3号中「第3条第1項第5号」を「第3条第1項第3号」に改め, 「額」の右に「及び知的障害者福祉法施行令第7条の5第1項に規定する食費等の基準費用額の合計額」を加え, 同号を同項第1号とし, 同項に次の1号を加える。

- (2) 第3条第1項第6号に掲げる者 短期入所に関し障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び別に定める額の合計額

第7条中「条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの条例」を加える。

(京都市身体障害者福祉センター条例の一部改正)

第2条 京都市身体障害者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 障害者自立支援法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを行う事業

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた身体障害者(法第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。)

第4条第2項第1号中「法第4条に規定する」を削る。

第6条第2項中「法第17条の4第2項第1号の規定により, 利用者について居宅生活支援費の支給の決定を行った市町村長」を「障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに関し同法第29条第3項に規定する厚生労働大臣」に改める。

(京都市心身障害児福祉会館条例の一部改正)

第3条 京都市心身障害児福祉会館条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 児童デイサービス（障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。）を行う事業

(3) 障害者自立支援法附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条第3項に規定する知的障害者デイサービスを行う事業

第5条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に係る障害児（法第4条第2項に規定する障害児をいう。）及び知的障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。）

第5条第1項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第8条第1項中「第5条第1項第1号及び第4号」を「第5条第1項第4号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる」を「児童デイサービス又は障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに関し同法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の」に改め、同項各号を削る。

（京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第4条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「額」の右に「（以下この項において「算定額」という。）及び身体障害者福祉法施行令第17条の5第1項に規定する食費等の基準費用額の合計額

(センターに通所する者にあつては、算定額)」を加える。

(京都市聴覚言語障害センター条例の一部改正)

第5条 京都市聴覚言語障害センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「額」の右に「及び身体障害者福祉法施行令第17条の5第1項に規定する食費等の基準費用額の合計額」を加える。

(京都市洛西ふれあいの里条例の一部改正)

第6条 京都市洛西ふれあいの里条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 障害者自立支援法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを行う事業

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 短期入所(障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。)を行う事業

第2条中第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中「及び第3号」を「、第5号及び第10号」に改める。

第5条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた身体障害者(身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。)

第5条第2項第1号を削り、同項第2号中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改め、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 第2条第5号に掲げる事業に係る入所定数 4人

第6条第1項中「前条第1項第3号及び第4号」を「前条第1項第2号及び第3

号」に改め、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「前条第1項第2号」を「前条第1項第1号」に改め、「額」の右に「及び身体障害者福祉法施行令第17条の5第1項に規定する食費等の基準費用額の合計額」を加え、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

- (2) 前条第1項第4号に掲げる者 短期入所に関し障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び別に定める額の合計額

第7条中「第2条第1号」の右に「及び第10号」を加える。

第9条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた身体障害者第10条第1項中「前条第1号」を「前条第2号」に改め、同条第2項中「身体障害者福祉法第17条の4第2項第1号の規定により、利用者について居宅生活支援費の支給の決定を行った市町村長」を「障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに関し同法第29条第3項に規定する厚生労働大臣」に改める。

第11条中「第2条第4号及び第5号」を「第2条第3号、第5号及び第10号」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

- (4) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた知的障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。)

第12条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号を削り、同

項第2号中「第2条第5号」を「第2条第3号」に改め、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 第2条第5号に掲げる事業に係る入所定数 4人

第13条第1項中「前条第1項第3号及び第4号」を「前条第1項第2号及び第3号」に改め、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「前条第1項第2号」を「前条第1項第1号」に改め、「額」の右に「及び知的障害者福祉法施行令第7条の5第1項に規定する食費等の基準費用額の合計額」を加え、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 前条第1項第4号に掲げる者 短期入所に関し障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び別に定める額の合計額

第14条中「第2条第6号」を「第2条第4号及び第10号」に改める。

第17条第2項中「額」の右に「及び知的障害者福祉法施行令第7条の5第1項に規定する食費等の基準費用額の合計額」を加える。

第18条中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

別表第1備考以外の部分中「第2条第7号」を「第2条第6号」に、「第2条第8号」を「第2条第7号」に改める。

(京都市在宅障害者デイサービス施設条例の一部改正)

第7条 京都市在宅障害者デイサービス施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 障害者自立支援法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを行う事業

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

第7条第1項中「第5条第1号」を「第5条第2号」に改め、同条第2項中「法第17条の4第2項第1号の規定により、利用者について居宅生活支援費の支給の決定を行った市町村長」を「障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに関し同法第29条第3項に規定する厚生労働大臣」に改める。

(京都市知的障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

第8条 京都市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 障害者自立支援法附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条第3項に規定する知的障害者デイサービスを行う事業

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた知的障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。)

第7条第1項中「第5条第2号」を「第5条第1号」に改め、同条第2項中「法第15条の5第2項第1号の規定により、利用者について居宅生活支援費の支給の決定を行った市町村長」を「障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに関し同法第29条第3項に規定する厚生労働大臣」に改める。

(京都市桂川療護園条例の一部改正)

第9条 京都市桂川療護園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 短期入所(障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。)を行う事業

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

第4条第2項第1号中「4人」を「30人」に改め、同項第2号中「30人」を「4人」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項第3号及び第4号」を「第4条第1項第2号及び第3号」に改め、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第1号」に改め、「額」の右に「及び身体障害者福祉法施行令第17条の5第1項に規定する食費等の基準費用額の合計額」を加え、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 第4条第1項第4号に掲げる者 短期入所に関し障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び別に定める額の合計額

第8条中「条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの条例」を加える。

(京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の一部改正)

第10条 京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 短期入所（障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）を行う事業

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた知的障害者（知

的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。)

第6条第1項中「第4条第1項第3号及び第4号」を「第4条第1項第2号及び第3号」に改め、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第1号」に改め、「額」の右に「及び知的障害者福祉法施行令第7条の5第1項に規定する食費等の基準費用額の合計額」を加え、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

- (2) 第4条第1項第4号に掲げる者 短期入所に関し障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び別に定める額の合計額

第8条中「条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの条例」を加える。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害企画課及び同部障害保健福祉課)